

選挙運動用ビラ作成契約書



_____（以下「甲」という）と

_____（以下「乙」という）は

阪南市議会議員一般選挙の選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- 品 名 公職選挙法第142条に定めるビラ
- 数 量 枚
- 契約金額 円（単価 円）

※上記金額には消費税を含む。

第2条 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により阪南市に帰属（没収）することにならなかった場合においては、乙は阪南市の定める限度内で市長に請求するものとする。

ただし、当該請求金額が契約金額より少ないときは、甲は乙にその不足分を支払うものとする。

- 供託物が阪南市に帰属することになる場合は、甲は乙に全額を支払うものとする。

第3条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（候補者）

住 所 _____

氏 名 _____⑩

乙（事業者）

住 所 _____

氏 名 _____⑩